

一般廃棄物処理広域化基本計画の一部改定（素案）：新旧対照表

一部改定後	改定前
一般廃棄物処理広域化基本計画 ごみ処理基本計画 生活排水処理基本計画 【改定版】 令和 2 年改定 令和 7 年一部改定 令和 8 年一部改定（素案） 名寄市・美深町・下川町・音威子府村 （名寄地区衛生施設事務組合） 第 1 編 総論 第 1 章 （略） 第 2 章 地域特性 第 1 節～第 3 節 （略） 第 4 節 将来計画の策定状況 1 ～ 4 （略） 5 名寄地区衛生施設事務組合 5. 1. 3 資源ごみ (1) 略 (2) 広域処理の基本方針 資源ごみのうち、ペットボトル及びプラスチック製容器包装類は、広域処理を継続する。 現在、本市町村で個別処理しているその他の資源ごみの広域処理への変更については、収集・処理体制の変更・コスト負担等の面で本市町村側での課題が多い。よって、これらは引き続き個別処理で対応する。 5. 2 （略） 第 2 編 ごみ処理基本計画 第 1 章 （略） 第 2 章 ごみ処理基本計画 第 1 節・第 2 節 （略） 第 3 節 ごみ処理量の推計 1 ～ 4 （略） 5 ごみ処理量推計 5. 1 令和 8 年度までのごみ処理量推計 (1) 広域ペットボトル圧縮梱包処理施設	一般廃棄物処理広域化基本計画 ごみ処理基本計画 生活排水処理基本計画 【改定版】 令和 2 年改定 令和 7 年一部改定 名寄市・美深町・下川町・音威子府村 （名寄地区衛生施設事務組合） 第 1 編 総論 第 1 章 （略） 第 2 章 地域特性 第 1 節～第 3 節 （略） 第 4 節 将来計画の策定状況 1 ～ 4 （略） 5 名寄地区衛生施設事務組合 5. 1. 3 資源ごみ (1) 略 (2) 広域処理の基本方針 資源ごみのうち、ペットボトル及びプラスチック製容器包装類は、広域処理を継続するものとし、これらの資源化施設を更新する。 現在、本市町村で個別処理しているその他の資源ごみの広域処理への変更については、収集・処理体制の変更・コスト負担等の面で本市町村側での課題が多い。よって、これらは引き続き個別処理で対応する。 5. 2 （略） 第 2 編 ごみ処理基本計画 第 1 章 （略） 第 2 章 ごみ処理基本計画 第 1 節・第 2 節 （略） 第 3 節 ごみ処理量の推計 1 ～ 4 （略） 5 ごみ処理量推計 5. 1 令和 8 年度までのごみ処理量推計 (1) 広域ペットボトル圧縮梱包処理施設

一般廃棄物処理広域化基本計画の一部改定（素案）：新旧対照表

一部改定後						改定前					
広域ペットボトル圧縮梱包処理施設では、資源ごみのうちペットボトルを処理する。 資源ペットボトル<u>を令和5年度までは公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に、令和6年度からはペットボトル水平リサイクル「ボトルtoボトル」事業連携協定相手方に引き渡し、令和7年度からは、広域処理施設で中間処理を行わずに未処理のものを引き渡す。</u>						広域ペットボトル圧縮梱包処理施設では、資源ごみのうちペットボトルを処理する。 処理後に発生するペットボトル残渣は名寄地区広域最終処分場にて埋立処分、資源ペットボトルは公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に引き渡す。 <u>また、名寄市の資源ペットボトルの発生割合は、平成26年度～平成30年度（5年間）の実績平均より、処理量に対して91.7%とし、残りをペットボトル残渣とする。</u>					
表 2.2.51 広域ペットボトルの引渡数量(令和8年度)						表 2.2.51 広域ペットボトル圧縮梱包処理施設の計画処理量(令和8年度)					
(単位：t/年)						(単位：t/年)					
区分	名寄市	美深町	下川町	音威子府村	計	区分	名寄市	美深町	下川町	音威子府村	計
引渡数量	89	13	14	1	117	処理量	89	13	14	1	117
						搬出量	89	13	14	1	117
						ペットボトル	82	13	14	1	110
						ペットボトル残渣	7	二	二	二	7
(2)～(6) 略						(2)～(6) 略					
5.2 令和9年度のごみ処理量推計						5.2 令和9年度のごみ処理量推計					
(1) 広域破砕選別処理施設						(1) 広域破砕選別処理施設					
広域破砕選別処理施設では、不燃ごみ及び大型ごみを処理する。						広域破砕選別処理施設では、不燃ごみ及び粗大ごみを処理する。					
処理後に発生する破砕可燃物は広域焼却処理施設にて焼却処理、破砕不燃物は広域最終処分場にて最終処分、有価物は資源回収業者に売却する。						処理後に発生する破砕可燃物は広域焼却処理施設にて焼却処理、破砕不燃物は広域最終処分場にて最終処分、有価物は資源回収業者に売却する。					
また、各搬出物の発生割合は、破砕選別処理を行っている自治体の事例より、破砕可燃物は処理量の65%、破砕不燃物は処理量の20%とし、残りを有価物とする。						また、各搬出物の発生割合は、破砕選別処理を行っている自治体の事例より、破砕可燃物は処理量の65%、破砕不燃物は処理量の20%とし、残りを有価物とする。					
表 2.2.57 広域破砕選別施設処理施設の計画処理量(令和9年度)						表 2.2.57 広域破砕選別施設処理施設の計画処理量(令和9年度)					
(単位：t/年)						(単位：t/年)					
区分	名寄市	美深町	下川町	音威子府村	計	区分	名寄市	美深町	下川町	音威子府村	計
処理量	532	79	80	13	704	処理量	532	79	80	13	704
	不燃ごみ	499	75	33	615		不燃ごみ	499	75	33	615
	大型ごみ	33	4	47	89		粗大ごみ	33	4	47	89
搬出量	532	79	80	13	704	搬出量	532	79	80	13	704
	破砕可燃物	346	51	52	457		破砕可燃物	346	51	52	457
	破砕不燃物	106	16	16	141		破砕不燃物	106	16	16	141
	有価物回収	80	12	12	106		有価物回収	80	12	12	106
(2) 広域ペットボトル						(2) 広域ペットボトル圧縮梱包処理施設					
広域ペットボトルは、 <u>令和6年度から取り組んでいるペットボトル水平リサイクル「ボトルtoボトル」事業を継続し、連携協定相手方に引き渡す。</u>						広域ペットボトル圧縮梱包処理施設では、資源ごみのうちペットボトルを処理する。					
						処理後に発生するペットボトル残渣は広域焼却処理施設にて焼却処理、資源ペットボトルは公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に引き渡す。					
						また、名寄市の資源ペットボトルの発生割合は、平成26年度～平成30年度(5年間)の実績平均より、処理量に対して91.7%とし、残りをペットボトル残渣とする。					
表 2.2.58 広域ペットボトルの引渡数量(令和9年度)						表 2.2.58 広域ペットボトル圧縮梱包処理施設の計画処理量(令和9年度)					
(単位：t/年)						(単位：t/年)					
区分	名寄市	美深町	下川町	音威子府村	計	区分	名寄市	美深町	下川町	音威子府村	計
引渡数量	89	13	14	1	117	処理量	89	13	14	1	117
						搬出量	89	13	14	1	117
						ペットボトル	82	13	14	1	110
						ペットボトル残渣	7	二	二	二	7

一般廃棄物処理広域化基本計画の一部改定（素案）：新旧対照表

一部改定後	改定前																																																																																																																																										
(3) 広域プラスチック資源 令和4年に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」第33条に基づく、再商品化計画の大臣認定を目指し、プラスチック容器包装類とプラスチック製品の一括回収・リサイクルを実施する。 本市町村が民間事業者と連携し、プラスチック資源を民間事業者（名寄市内）の処理施設で中間処理を行い、再商品化事業者に引き渡す。 表 2.2.59 広域プラスチック資源の分別収集見込数量(令和9年度) (単位：t/年) <table><tr><th>区分</th><th>名寄市</th><th>美深町</th><th>下川町</th><th>音威子府村</th><th>計</th></tr><tr><td>分別収集見込数量</td><td>388</td><td>58</td><td>53</td><td>8</td><td>507</td></tr><tr><td>プラスチック 容器包装類</td><td>349</td><td>52</td><td>48</td><td>7</td><td>456</td></tr><tr><td>プラスチック製品</td><td>39</td><td>6</td><td>5</td><td>1</td><td>51</td></tr></table> (4) 広域焼却処理施設 広域焼却処理施設では、可燃ごみ、生ごみ及び破碎可燃物を処理する。 処理後に発生する焼却残渣は名寄地区広域最終処分場にて最終処分する。 また、焼却残渣の発生割合は、環境省「平成29年度一般廃棄物処理実態調査結果」における北海道実績(焼却残渣量121,621t÷焼却処理量1,202,399t)より、10%と設定する。 表2.2.60 広域焼却処理施設の計画処理量(令和9年度) (単位：t/年) <table><tr><th>区分</th><th>名寄市</th><th>美深町</th><th>下川町</th><th>音威子府村</th><th>計</th></tr><tr><td>処理量</td><td>7,625</td><td>836</td><td>546</td><td>148</td><td>9,155</td></tr><tr><td>可燃ごみ</td><td>7,279</td><td>785</td><td>494</td><td>140</td><td>8,698</td></tr><tr><td>破碎可燃物</td><td>346</td><td>51</td><td>52</td><td>8</td><td>457</td></tr><tr><td>搬出量</td><td>770</td><td>84</td><td>55</td><td>15</td><td>924</td></tr><tr><td>焼却残渣</td><td>770</td><td>84</td><td>55</td><td>15</td><td>924</td></tr></table> (5)・(6) (略) 6 (略) 第4節 基本方針に基づく施策の展開 1 ごみの発生抑制・減量化計画 (1)～(2) (略) (3) 行政の役割 ①・② (略) ③新中間処理施設稼働予定の令和9年度から変更されるごみ分別区分について、周知徹底を図り、適正な分別排出の徹底に努める。 ④～⑨ (略)	区分	名寄市	美深町	下川町	音威子府村	計	分別収集見込数量	388	58	53	8	507	プラスチック 容器包装類	349	52	48	7	456	プラスチック製品	39	6	5	1	51	区分	名寄市	美深町	下川町	音威子府村	計	処理量	7,625	836	546	148	9,155	可燃ごみ	7,279	785	494	140	8,698	破碎可燃物	346	51	52	8	457	搬出量	770	84	55	15	924	焼却残渣	770	84	55	15	924	(3) 広域その他のプラスチック圧縮梱包処理施設 広域その他のプラスチック圧縮梱包処理施設では、資源ごみのうちプラスチック製容器包装類を処理する。 処理後に発生するプラスチック残渣は広域焼却処理施設にて焼却処理、資源プラスチックは公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に引き渡す。 また、名寄市の資源プラスチックの発生割合は、平成26年度～平成30年度(5年間)の実績平均より、処理量に対して91.7%とし、残りをプラスチック残渣とする。 表 2.2.59 広域その他のプラスチック圧縮梱包処理施設の計画処理量(令和9年度) (単位：t/年) <table><tr><th>区分</th><th>名寄市</th><th>美深町</th><th>下川町</th><th>音威子府村</th><th>計</th></tr><tr><td>処理量</td><td>327</td><td>68</td><td>50</td><td>7</td><td>452</td></tr><tr><td>搬出量</td><td>327</td><td>68</td><td>50</td><td>7</td><td>452</td></tr><tr><td>プラスチック</td><td>300</td><td>68</td><td>50</td><td>7</td><td>425</td></tr><tr><td>プラスチック残渣</td><td>27</td><td>二</td><td>二</td><td>二</td><td>27</td></tr></table> (4) 広域焼却処理施設 広域焼却処理施設では、可燃ごみ、生ごみ、破碎可燃物、ペットボトル残渣及びプラスチック残渣を処理する。 処理後に発生する焼却残渣は名寄地区広域最終処分場にて最終処分する。 また、焼却残渣の発生割合は、環境省「平成29年度一般廃棄物処理実態調査結果」における北海道実績(焼却残渣量121,621t÷焼却処理量1,202,399t)より、10%と設定する。 表2.2.60 広域焼却処理施設の計画処理量(令和9年度) (単位：t/年) <table><tr><th>区分</th><th>名寄市</th><th>美深町</th><th>下川町</th><th>音威子府村</th><th>計</th></tr><tr><td>処理量</td><td>7,698</td><td>842</td><td>551</td><td>149</td><td>9,240</td></tr><tr><td>可燃ごみ</td><td>7,318</td><td>791</td><td>499</td><td>141</td><td>8,749</td></tr><tr><td>破碎可燃物</td><td>346</td><td>51</td><td>52</td><td>8</td><td>457</td></tr><tr><td>ペットボトル残渣</td><td>7</td><td>二</td><td>二</td><td>二</td><td>7</td></tr><tr><td>プラスチック残渣</td><td>27</td><td>二</td><td>二</td><td>二</td><td>27</td></tr><tr><td>搬出量</td><td>770</td><td>84</td><td>55</td><td>15</td><td>924</td></tr><tr><td>焼却残渣</td><td>770</td><td>84</td><td>55</td><td>15</td><td>924</td></tr></table> (5)・(6) (略) 6 (略) 第4節 基本方針に基づく施策の展開 1 ごみの発生抑制・減量化計画 (1)～(2) (略) (3) 行政の役割 ①・② (略) ③新中間処理施設稼働予定の令和9年度から変更されるごみ分別区分について、周知徹底を図り、適正分別排出の徹底に努める。 ④～⑨ (略)	区分	名寄市	美深町	下川町	音威子府村	計	処理量	327	68	50	7	452	搬出量	327	68	50	7	452	プラスチック	300	68	50	7	425	プラスチック残渣	27	二	二	二	27	区分	名寄市	美深町	下川町	音威子府村	計	処理量	7,698	842	551	149	9,240	可燃ごみ	7,318	791	499	141	8,749	破碎可燃物	346	51	52	8	457	ペットボトル残渣	7	二	二	二	7	プラスチック残渣	27	二	二	二	27	搬出量	770	84	55	15	924	焼却残渣	770	84	55	15	924
区分	名寄市	美深町	下川町	音威子府村	計																																																																																																																																						
分別収集見込数量	388	58	53	8	507																																																																																																																																						
プラスチック 容器包装類	349	52	48	7	456																																																																																																																																						
プラスチック製品	39	6	5	1	51																																																																																																																																						
区分	名寄市	美深町	下川町	音威子府村	計																																																																																																																																						
処理量	7,625	836	546	148	9,155																																																																																																																																						
可燃ごみ	7,279	785	494	140	8,698																																																																																																																																						
破碎可燃物	346	51	52	8	457																																																																																																																																						
搬出量	770	84	55	15	924																																																																																																																																						
焼却残渣	770	84	55	15	924																																																																																																																																						
区分	名寄市	美深町	下川町	音威子府村	計																																																																																																																																						
処理量	327	68	50	7	452																																																																																																																																						
搬出量	327	68	50	7	452																																																																																																																																						
プラスチック	300	68	50	7	425																																																																																																																																						
プラスチック残渣	27	二	二	二	27																																																																																																																																						
区分	名寄市	美深町	下川町	音威子府村	計																																																																																																																																						
処理量	7,698	842	551	149	9,240																																																																																																																																						
可燃ごみ	7,318	791	499	141	8,749																																																																																																																																						
破碎可燃物	346	51	52	8	457																																																																																																																																						
ペットボトル残渣	7	二	二	二	7																																																																																																																																						
プラスチック残渣	27	二	二	二	27																																																																																																																																						
搬出量	770	84	55	15	924																																																																																																																																						
焼却残渣	770	84	55	15	924																																																																																																																																						

一般廃棄物処理広域化基本計画の一部改定（素案）：新旧対照表

一部改定後				改定前																																																																																																			
2 収集・運搬計画 (1) 基本方針 ごみの収集・運搬は、当面は現行体制を継続する方針とするが、今後、関連リサイクル法の改定や社会情勢の変化などにより、必要に応じて体制の見直しなどを検討していく。 なお、炭化ごみ、埋立ごみ(一般ごみ)として排出しているごみは、新中間処理施設稼働予定の令和9年度から分別区分変更し、可燃ごみは焼却処理、不燃ごみは大型ごみとともに破砕選別処理を行う。 (2) (略) (3) 収集・運搬体制 ごみの収集・運搬体制は、現行体制を継続し、委託で行い、本市町村において以下に示す計画収集を実施する。また、令和9年度からの分別区分変更後の収集・運搬については、<u>表2. 2. 66-2のとおりとする。</u> 表2. 2. 66-2 収集体制(令和9年度から) <table><tr><td rowspan="20">名寄市</td><td>分別区分</td><td>地区</td><td>収集回数</td><td>収集方式</td></tr><tr><td rowspan="3">燃やせるごみ</td><td>名寄地区市街地</td><td>週2回</td><td>戸別収集</td></tr><tr><td>風連地区</td><td>週2回</td><td>ステーション収集</td></tr><tr><td>その他の地域</td><td>週2回</td><td>戸別収集</td></tr><tr><td rowspan="3">燃やせないごみ 小型家電 危険ごみ</td><td>名寄地区市街地</td><td>週1回</td><td>戸別収集</td></tr><tr><td>風連地区</td><td>週1回</td><td>ステーション収集</td></tr><tr><td>その他の地域</td><td>週1回</td><td>戸別収集</td></tr><tr><td rowspan="4">プラスチック資源</td><td>名寄地区市街地</td><td>週1回</td><td>戸別収集</td></tr><tr><td>風連地区</td><td>週1回</td><td>ステーション収集</td></tr><tr><td>自衛隊区</td><td>週2回</td><td>戸別収集</td></tr><tr><td>その他の地域</td><td>週1回</td><td>戸別収集</td></tr><tr><td rowspan="4">びん・缶・ペットボトル</td><td>名寄地区市街地</td><td>週1回</td><td>戸別収集</td></tr><tr><td>風連地区</td><td>週1回又は月2回</td><td>ステーション収集</td></tr><tr><td>自衛隊区</td><td>週2回</td><td>戸別収集</td></tr><tr><td>その他の地域</td><td>週1回</td><td>戸別収集</td></tr><tr><td rowspan="4">古紙類</td><td>名寄地区市街地</td><td>月2回</td><td>戸別収集</td></tr><tr><td>風連地区</td><td>週1回又は月2回</td><td>ステーション収集</td></tr><tr><td>自衛隊区</td><td>週2回</td><td>戸別収集</td></tr><tr><td>その他の地域</td><td>週1回</td><td>戸別収集</td></tr><tr><td>大型ごみ</td><td>全地区</td><td>随時</td><td>戸別収集</td></tr></table> (4) 分別区分 表2. 2. 67-2を追加 表2. 2. 67-2 分別収集区分(令和9年度から) <table><tr><td rowspan="9">名寄市</td><td>分別区分</td><td>収集区分</td><td>内容</td></tr><tr><td>燃やせるごみ</td><td>燃やせるごみ</td><td>生ごみ類、衛生ごみ、紙くず、木くず等</td></tr><tr><td>燃やせないごみ</td><td>燃やせないごみ</td><td>不燃ごみ</td></tr><tr><td>小型家電</td><td>小型家電</td><td>小型家電、充電式電池</td></tr><tr><td>プラスチック資源</td><td>プラスチック資源</td><td>プラスチック容器包装類 プラスチック製品(100%プラスチック素材で50cm未満に限る)</td></tr><tr><td>びん・缶・ペットボトル</td><td>びん・缶・ペットボトル</td><td>びん、缶、ペットボトル</td></tr><tr><td>古紙類</td><td>古紙類</td><td>紙製容器包装類 新聞類、雑誌類、段ボール、紙パック</td></tr><tr><td>危険ごみ</td><td>危険ごみ</td><td>水銀使用製品類、乾電池、ボタン電池等、 スプレー缶、カセットボンベ、ライター</td></tr><tr><td>大型ごみ</td><td>大型ごみ</td><td>大型ごみ(事前申込制)</td></tr></table>				名寄市	分別区分	地区	収集回数	収集方式	燃やせるごみ	名寄地区市街地	週2回	戸別収集	風連地区	週2回	ステーション収集	その他の地域	週2回	戸別収集	燃やせないごみ 小型家電 危険ごみ	名寄地区市街地	週1回	戸別収集	風連地区	週1回	ステーション収集	その他の地域	週1回	戸別収集	プラスチック資源	名寄地区市街地	週1回	戸別収集	風連地区	週1回	ステーション収集	自衛隊区	週2回	戸別収集	その他の地域	週1回	戸別収集	びん・缶・ペットボトル	名寄地区市街地	週1回	戸別収集	風連地区	週1回又は月2回	ステーション収集	自衛隊区	週2回	戸別収集	その他の地域	週1回	戸別収集	古紙類	名寄地区市街地	月2回	戸別収集	風連地区	週1回又は月2回	ステーション収集	自衛隊区	週2回	戸別収集	その他の地域	週1回	戸別収集	大型ごみ	全地区	随時	戸別収集	名寄市	分別区分	収集区分	内容	燃やせるごみ	燃やせるごみ	生ごみ類、衛生ごみ、紙くず、木くず等	燃やせないごみ	燃やせないごみ	不燃ごみ	小型家電	小型家電	小型家電、充電式電池	プラスチック資源	プラスチック資源	プラスチック容器包装類 プラスチック製品(100%プラスチック素材で50cm未満に限る)	びん・缶・ペットボトル	びん・缶・ペットボトル	びん、缶、ペットボトル	古紙類	古紙類	紙製容器包装類 新聞類、雑誌類、段ボール、紙パック	危険ごみ	危険ごみ	水銀使用製品類、乾電池、ボタン電池等、 スプレー缶、カセットボンベ、ライター	大型ごみ	大型ごみ	大型ごみ(事前申込制)	2 収集・運搬計画 (1) 基本方針 ごみの収集・運搬は、当面は現行体制を継続する方針とするが、今後、関連リサイクル法の改定や社会情勢の変化などにより、必要に応じて体制の見直しなどを検討していく。 なお、炭化ごみ、埋立ごみ(一般ごみ)として排出しているごみは、新中間処理施設稼働予定の令和9年度から分別区分変更し、可燃ごみは焼却処理、不燃ごみは粗大ごみとともに破砕選別処理を行う。 (2) (略) (3) 収集・運搬体制 ごみの収集・運搬体制は、現行体制を継続し、委託で行い、本市町村において以下に示す計画収集を実施する。また、令和9年度からの分別区分変更後の収集・運搬については、<u>今後、検討していく。</u> (4) 分別区分			
名寄市	分別区分	地区	収集回数		収集方式																																																																																																		
	燃やせるごみ	名寄地区市街地	週2回		戸別収集																																																																																																		
		風連地区	週2回		ステーション収集																																																																																																		
		その他の地域	週2回		戸別収集																																																																																																		
	燃やせないごみ 小型家電 危険ごみ	名寄地区市街地	週1回		戸別収集																																																																																																		
		風連地区	週1回		ステーション収集																																																																																																		
		その他の地域	週1回		戸別収集																																																																																																		
	プラスチック資源	名寄地区市街地	週1回		戸別収集																																																																																																		
		風連地区	週1回		ステーション収集																																																																																																		
		自衛隊区	週2回		戸別収集																																																																																																		
		その他の地域	週1回		戸別収集																																																																																																		
	びん・缶・ペットボトル	名寄地区市街地	週1回		戸別収集																																																																																																		
		風連地区	週1回又は月2回		ステーション収集																																																																																																		
		自衛隊区	週2回		戸別収集																																																																																																		
		その他の地域	週1回		戸別収集																																																																																																		
	古紙類	名寄地区市街地	月2回		戸別収集																																																																																																		
		風連地区	週1回又は月2回		ステーション収集																																																																																																		
		自衛隊区	週2回		戸別収集																																																																																																		
		その他の地域	週1回		戸別収集																																																																																																		
	大型ごみ	全地区	随時	戸別収集																																																																																																			
名寄市	分別区分	収集区分	内容																																																																																																				
	燃やせるごみ	燃やせるごみ	生ごみ類、衛生ごみ、紙くず、木くず等																																																																																																				
	燃やせないごみ	燃やせないごみ	不燃ごみ																																																																																																				
	小型家電	小型家電	小型家電、充電式電池																																																																																																				
	プラスチック資源	プラスチック資源	プラスチック容器包装類 プラスチック製品(100%プラスチック素材で50cm未満に限る)																																																																																																				
	びん・缶・ペットボトル	びん・缶・ペットボトル	びん、缶、ペットボトル																																																																																																				
	古紙類	古紙類	紙製容器包装類 新聞類、雑誌類、段ボール、紙パック																																																																																																				
	危険ごみ	危険ごみ	水銀使用製品類、乾電池、ボタン電池等、 スプレー缶、カセットボンベ、ライター																																																																																																				
	大型ごみ	大型ごみ	大型ごみ(事前申込制)																																																																																																				

一般廃棄物処理広域化基本計画の一部改定（素案）：新旧対照表

一部改定後	改定前																																																																																																																				
3 中間処理計画 (1) (略) (2) 中間処理の方法 基本的に令和８年度までは現行の処理方式を継続するものとし、広域処理、本市町村処理を行うが、広域処理については、新中間処理施設稼働予定の令和９年度から炭化ごみ、埋立ごみ(一般ごみ)として排出しているごみを分別区分変更し、可燃ごみは焼却処理、不燃ごみは大型ごみとともに破碎選別処理を行う。 また、破碎選別処理により発生する破碎可燃物は新焼却処理施設で焼却処理、破碎不燃物は名寄地区広域最終処分場で最終処分し、焼却処理により発生する残渣は名寄地区広域最終処分場で最終処分する。 (3) 中間処理量 前節に記載のとおり、令和９年度における各ごみ区分の中間処理量は以下ようになる。 表2. 2. 68 中間処理における計画処理量(令和９年度) (単位：t/年) <table><tr><th>分別区分</th><th>処理施設等</th><th>名寄市</th><th>美深町</th><th>下川町</th><th>音威子府村</th><th>合計</th></tr><tr><td>可燃ごみ</td><td>(新規)焼却処理施設</td><td>7,279</td><td>785</td><td>494</td><td>140</td><td>8,698</td></tr><tr><td>不燃ごみ</td><td>(新規)破碎選別処理施設</td><td>499</td><td>75</td><td>33</td><td>8</td><td>615</td></tr><tr><td rowspan="2">資源ごみ</td><td>(新規)プラスチック資源中間処理業務受託者処理施設</td><td>388</td><td>58</td><td>53</td><td>8</td><td>507</td></tr><tr><td>各地域リサイクル施設</td><td>843</td><td>233</td><td>146</td><td>47</td><td>1,269</td></tr><tr><td>その他</td><td>各地域リサイクル施設</td><td>3</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>4</td></tr><tr><td>大型ごみ</td><td>(新規)破碎選別処理施設</td><td>33</td><td>4</td><td>47</td><td>5</td><td>89</td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td>9,045</td><td>1,156</td><td>773</td><td>208</td><td>11,182</td></tr></table> (4) 中間処理施設の整備計画 現在炭化ごみや生ごみを広域処理している炭化センターに代わり、より経済性・効率性・エネルギー有効利用性の高い処理を行うため、焼却処理施設を令和８年度までに整備する。 また、可燃ごみ、不燃ごみへの分別区分の変更による分別の徹底のための処理施設側での対策を踏まえ、破碎選別施設を同じく令和８年度までに整備する。 施設整備スケジュール(案)を以下に示す。 4 最終処分計画 (1) (略) (2) 最終処分の方法 基本的に現行の処理方式を継続するものとし、名寄地区広域最終処分場にて広域処分を行うが、新中間処理施設稼働予定の令和９年度から可燃ごみなどを焼却処理、不燃ごみ及び大型ごみを破碎選別処理し、それらの残渣と本市町村の資源化施設処理残渣などを最終処分する。 (3) (略) (4) (略)	分別区分	処理施設等	名寄市	美深町	下川町	音威子府村	合計	可燃ごみ	(新規)焼却処理施設	7,279	785	494	140	8,698	不燃ごみ	(新規)破碎選別処理施設	499	75	33	8	615	資源ごみ	(新規)プラスチック資源中間処理業務受託者処理施設	388	58	53	8	507	各地域リサイクル施設	843	233	146	47	1,269	その他	各地域リサイクル施設	3	1	0	0	4	大型ごみ	(新規)破碎選別処理施設	33	4	47	5	89	合計		9,045	1,156	773	208	11,182	3 中間処理計画 (1) (略) (2) 中間処理の方法 基本的に令和８年度までは現行の処理方式を継続するものとし、広域処理、本市町村処理を行うが、広域処理については、新中間処理施設稼働予定の令和９年度から炭化ごみ、埋立ごみ(一般ごみ)として排出しているごみを分別区分変更し、可燃ごみは焼却処理、不燃ごみは粗大ごみとともに破碎選別処理を行う。 また、破碎選別処理により発生する破碎可燃物は新焼却処理施設で焼却処理、破碎不燃物は名寄地区広域最終処分場で最終処分し、焼却処理により発生する残渣は名寄地区広域最終処分場で最終処分する。 (3) 中間処理量 前節に記載のとおり、令和９年度における各ごみ区分の中間処理量は以下ようになる。 表2. 2. 68 中間処理における計画処理量(令和９年度) (単位：t/年) <table><tr><th>分別区分</th><th>処理施設等</th><th>名寄市</th><th>美深町</th><th>下川町</th><th>音威子府村</th><th>合計</th></tr><tr><td>可燃ごみ</td><td>(新規)焼却処理施設</td><td>7,318</td><td>791</td><td>499</td><td>141</td><td>8,749</td></tr><tr><td>不燃ごみ</td><td>(新規)破碎選別処理施設</td><td>499</td><td>75</td><td>33</td><td>8</td><td>615</td></tr><tr><td rowspan="3">資源ごみ</td><td>(更新)広域ペットボトル圧縮梱包処理施設</td><td>89</td><td>13</td><td>14</td><td>1</td><td>117</td></tr><tr><td>(更新)広域その他のプラスチック圧縮梱包処理施設</td><td>327</td><td>68</td><td>50</td><td>7</td><td>452</td></tr><tr><td>各地域リサイクル施設</td><td>843</td><td>233</td><td>146</td><td>47</td><td>1,269</td></tr><tr><td>その他</td><td>各地域リサイクル施設</td><td>3</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>4</td></tr><tr><td>粗大ごみ</td><td>(新規)破碎選別処理施設</td><td>33</td><td>4</td><td>47</td><td>5</td><td>89</td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td>9,112</td><td>1,185</td><td>789</td><td>209</td><td>11,295</td></tr></table> (4) 中間処理施設の整備計画 現在炭化ごみや生ごみを広域処理している炭化センターに代わり、より経済性・効率性・エネルギー有効利用性の高い処理を行うため、焼却処理施設を令和８年度までに整備する。 また、可燃ごみ、不燃ごみへの分別区分の変更による分別の徹底のための処理施設側での対策を踏まえ、破碎選別施設を同じく令和８年度までに整備する。 資源ごみのうち、ペットボトル及びプラスチック製容器包装類は、<u>広域処理を継続するものとするが、両処理施設は施設、設備とも老朽化が進んでいるため、これらの資源化施設を更新整備する。</u> 施設整備スケジュール(案)を以下に示す。 4 最終処分計画 (1) (略) (2) 最終処分の方法 基本的に現行の処理方式を継続するものとし、名寄地区広域最終処分場にて広域処分を行うが、新中間処理施設稼働予定の令和９年度から可燃ごみなどを焼却処理、不燃ごみ及び粗大ごみを破碎選別処理し、それらの残渣と本市町村の資源化施設処理残渣などを最終処分する。 (3) (略) (4) (略)	分別区分	処理施設等	名寄市	美深町	下川町	音威子府村	合計	可燃ごみ	(新規)焼却処理施設	7,318	791	499	141	8,749	不燃ごみ	(新規)破碎選別処理施設	499	75	33	8	615	資源ごみ	(更新)広域ペットボトル圧縮梱包処理施設	89	13	14	1	117	(更新)広域その他のプラスチック圧縮梱包処理施設	327	68	50	7	452	各地域リサイクル施設	843	233	146	47	1,269	その他	各地域リサイクル施設	3	1	0	0	4	粗大ごみ	(新規)破碎選別処理施設	33	4	47	5	89	合計		9,112	1,185	789	209	11,295
分別区分	処理施設等	名寄市	美深町	下川町	音威子府村	合計																																																																																																															
可燃ごみ	(新規)焼却処理施設	7,279	785	494	140	8,698																																																																																																															
不燃ごみ	(新規)破碎選別処理施設	499	75	33	8	615																																																																																																															
資源ごみ	(新規)プラスチック資源中間処理業務受託者処理施設	388	58	53	8	507																																																																																																															
	各地域リサイクル施設	843	233	146	47	1,269																																																																																																															
その他	各地域リサイクル施設	3	1	0	0	4																																																																																																															
大型ごみ	(新規)破碎選別処理施設	33	4	47	5	89																																																																																																															
合計		9,045	1,156	773	208	11,182																																																																																																															
分別区分	処理施設等	名寄市	美深町	下川町	音威子府村	合計																																																																																																															
可燃ごみ	(新規)焼却処理施設	7,318	791	499	141	8,749																																																																																																															
不燃ごみ	(新規)破碎選別処理施設	499	75	33	8	615																																																																																																															
資源ごみ	(更新)広域ペットボトル圧縮梱包処理施設	89	13	14	1	117																																																																																																															
	(更新)広域その他のプラスチック圧縮梱包処理施設	327	68	50	7	452																																																																																																															
	各地域リサイクル施設	843	233	146	47	1,269																																																																																																															
その他	各地域リサイクル施設	3	1	0	0	4																																																																																																															
粗大ごみ	(新規)破碎選別処理施設	33	4	47	5	89																																																																																																															
合計		9,112	1,185	789	209	11,295																																																																																																															

一般廃棄物処理広域化基本計画の一部改定（素案）：新旧対照表

一部改定後	改定前
5 その他の計画 (1) 非常災害廃棄物対策の基本的事項 地震等の災害時に発生するごみについては、本市町村が策定した地域防災計画に基づき、災害廃棄物の収集・処理を実施する。 なお、災害等により、組合の一般廃棄物処理施設での処理が困難となった場合には、他自治体の既存施設での受入・処理の支援を要請する。支援要請先の優先順位は上川総合振興局内、北海道内、北海道外とする。 また、本市町村が策定した地域防災計画や北海道災害廃棄物処理計画(平成30年 3 月)などを踏まえ、災害によって生じた廃棄物などの一時保管場所及び仮置き場の配置、避難生活から発生するごみの処理など、災害によって生じた廃棄物の広域的な処理・処分計画となる「災害廃棄物処理計画」の検討を進める。 (2) 略 第3編 生活排水処理基本計画 第3－1編 生活排水処理基本計画（名寄市） （略） 第3－5編 名寄地区衛生施設事務組合におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理方針 第1章 （略） 第2章 し尿及び浄化槽汚泥の処理方針 第1節 （略） 第2節 （略） 第3節 その他の計画 1 非常災害廃棄物対策の基本的事項 地震等の災害時に発生するし尿及び浄化槽汚泥は、本市町村が策定した地域防災計画に基づき、災害廃棄物の収集・処理を実施する。 災害等により組合の施設での処理が困難となった場合には、他自治体の既存施設での受入・処理の支援を要請する。支援要請先の優先順位は、上川総合振興局内、北海道内、北海道外とする。 また、本市町村が策定した地域防災計画や北海道災害廃棄物処理計画（平成30年 3 月）などを踏まえ、災害によって生じたし尿及び浄化槽汚泥の広域的な処理・処分計画となる「災害廃棄物処理計画」の検討を進める。 2 （略）	5 その他の計画 (1) 災害時に発生する廃棄物対策の基本的事項 地震等の災害時に発生するごみについては、本市町村が策定した地域防災計画に基づき、災害廃棄物の収集・処理を実施する。 なお、災害等により、組合の一般廃棄物処理施設での処理が困難となった場合には、他自治体の既存施設での受け入れ・処理の支援を要請する。支援要請先の優先順位は上川総合振興局内、北海道内、北海道外とする。 また、本市町村が策定した地域防災計画や北海道災害廃棄物処理計画(平成30年 3 月)などを踏まえ、災害によって生じた廃棄物などの一時保管場所及び仮置き場の配置、避難生活から発生するごみの処理など、災害によって生じた廃棄物の広域的な処理・処分計画となる「災害廃棄物処理計画」の検討を進める。 (2) 略 第3編 生活排水処理基本計画 第3－1編 生活排水処理基本計画（名寄市） （略） 第3－5編 名寄地区衛生施設事務組合におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理方針 第1章 （略） 第2章 し尿及び浄化槽汚泥の処理方針 第1節 （略） 第2節 （略） 第3節 その他の計画 1 災害時に発生する廃棄物対策の基本的事項 地震等の災害時に発生するし尿及び浄化槽汚泥は、本市町村が策定した地域防災計画に基づき、災害廃棄物の収集・処理を実施する。 災害等により組合の施設での処理が困難となった場合には、他自治体の既存施設での受け入れ・処理の支援を要請する。支援要請先の優先順位は、上川総合振興局内、北海道内、北海道外とする。 また、本市町村が策定した地域防災計画や北海道災害廃棄物処理計画（平成30年 3 月）などを踏まえ、災害によって生じたし尿及び浄化槽汚泥の広域的な処理・処分計画となる「災害廃棄物処理計画」の検討を進める。 2 （略）